

2024 年 6 月 28 日

「LT 会」会報第 24-9 号(総 263 号)

上海良图商务咨询有限公司(LTCC)

増値税仕入税額の振替処理について

中国において、増値税仕入税額の振替は増値税管理の重要なステップである。「仕入税額」とは納税者が貨物の購入、加工補修役務、サービス、無形資産または不動産を購入する際に、支払うまたは負担する増値税額を指す。その税額を以て当期に納付すべき増値税から控除できるが、企業が購入した貨物に異常損失(非正常損失)が発生し、又は購入貨物の用途を変更(例えば、非課税項目、従業員福利または個人消費等に使用する)した場合、控除に使った仕入税額の一部または全部を当期納税額から振替計上する必要があり、控除項目とすることはできない(控除不可項目)。

仕入税額の振替処理が必要になるのは以下の通りである。

1. 非課税項目への使用

納税者が購入した物品また受けた役務が課税項目に用いられず、非増値税課税項目、免税項目、従業員福利または個人消費等に使用された場合、これら物品または役務の購入に対応する仕入税額は控除できない。すでに控除されていた場合は、仕入税額振替処理が必要となる。

例えば、あるメーカーが原材料を仕入れた場合、当初は課税製品の生産に使用する予定であったが、その後、その原材料を企業の従業員福利施設の建設に使用した。この場合、企業は当該原材料を課税製品の生産に使用しなかったため、仕入税額を振り替える必要がある。

2. 異常損失

納税者の管理不備により貨物に盗難、紛失、かび腐れ変質等の異常な損失が生じた場合、この部分の貨物に対応する仕入税額を振り替える必要がある。こうした損失は通常の経営過程における合理的な損耗ではないため、対応する仕入税額は控除不可となる。

例えば、倉庫業者の管理ミスにより倉庫で火災が発生し、在庫商品の一部を焼失させた場合、その焼失した商品は異常損失にあたり、対応する仕入税額を振り替える必要がある。

3. 用途変更

既に仕入税額が控除された貨物あるいは役務の用途に変更が生じ、元の仕入税課税項目から非課税項目あるいは免税項目に変更となった場合、仕入税額を振り替える必要がある。

例えば、自動車販売会社が販売用に仕入れた自動車の一部を景品として顧客に贈呈することにした場合、その用途が課税販売から非課税贈与へと変更されることとなり、贈与された自動車に対応する仕入税額は振り替える必要がある。

4. 簡易課税方法による増値税計算する項目

簡易課税方法とは、増値税の課税額を売上高×徴収率により計算する方式であり、主に小規模納税者に適用される。納税者が簡易課税方法を使用した時、その購入した貨物、加工補修役務、サービス、無形資産及び不動産の対応する仕入税額は売上税額から控除してはならない。すでに控除した場合は、仕入税額の振替処理が必要になる。

例えば、簡易課税方法を使う建設会社が建設プロジェクト用に建設資材を購入した場合、その建設資材の仕入税額では売上税額から控除できず、振替処理が必要である。

5. 免税控除還付方法により控除不可の仕入税額

免税控除還付方法を使用している製造企業で控除できない仕入税額がある場合、これらの控除できない仕入税額も当期納税額から振り替える必要がある。

例えば、輸出貨物の徴収税率（一般納税者 13%）と還付税率（輸出貨物の HS コードに基づいて確定する）の差を当期納税額から振り替えることが必要である。

6. 販売割引

納税者が割引販売を受けた一方、割引前の仕入金額に基づく売上高で仕入税額を計算して控除していた場合、割引後の実際の仕入金額に基づいて控除可能な仕入税額を再計算し、差額部分を振替処理する必要がある。

7. その他

上記の場合に加えて、『増値税暫定条例』及びその実施細則ではその他の仕入税額振替が必要な場合を規定している。例えば、納税者が貨物或は役務を購入した後に返品或はサービス中止等の状況が発生した場合、相応の仕入税額振替処理を行う必要がある。

以上の各状況における具体的な処理方法は、納税者の業種、業務類型及び税收政策の調整により異なる可能性がある。そのため、実際の運用においては、企業の実情及び税法法規の定めに合わせて処理する必要がある。

以 上